

題を問う

一般質問



えん どう むね ひろ

遠藤宗弘 議員

土地賃借の解約について

総合的な視点から検討します

質問 寺久保77-2、77-3の土地は今後どのように対処する考えなのか、当局の考えを質す。

町長 有効な活用策が見出せないものは返還するという方針を踏まえつつ、今後の審議会からの答申等を参考に、町教育委員会と協議を進めながら、当該土地について、総合的な視点からまた慎重かつ十分に検討を行うてまいりたいと考えております。

町の復興をどう進める

地域創生に向けた施策を推進します

質問 山木屋地区の避難指示解除期日が決まり、新庁舎も完成したが、一般の町民にとっては一方向に復興の動きが感じられない。一日も早く、目に見える事業を進める考えはないのか、当局の考えを質す。

町長 町では、人口減少や少子高齢化など喫緊の課題に対応するため、本年1月に、川俣町まち・ひと・しごと創生

人口ビジョン・総合戦略を策定したところであります。この総合戦略に基づき、子育て支援や雇用の創出、交流人口の増加、地域活性化など、地域創生に向けた施策を推進しながら、町民の皆様が川俣町の復興やさらなる振興・発展を一層実感していただけるよう、取り組んでまいりる考えであります。

中央公民館の改修について

実施します

質問 中央公民館は5年間も町民の利用を制限して役場として利用していた。5年間も使っていた責任から立退く者の責任として、改修をして返還するのが常識だと考えるが、当局の考えを質す。

町長 中央公民館において、これまで役場機能を移し業務を行っていた箇所を中心に、床の張りかえや壁の補修などを行い、町民の皆様の実顔あふれる憩いの場として、新たなスタートが切れるよう改修作業を進めてまいります。

なお、改修に際しましては、関係予算を教育費の中央公民館

施設維持管理費における施設改修工事費として計上しており、また、施設管理者である生涯学習課が担当し実施いたします。



中央公民館

町の課



介護保険事業のとりくみについて

町独自の基準によるサービス事業を展開します



いし かわ きよし

石河 清 議員

質問 町で行う各種健康診査、保健指導の基本的な取組み方針と第6期介護保険事業の取組みななど実地状況について。

町長 全国一律の基準で実施されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、介護給付費から地域支援事業に移行したことを踏まえ、本年3月から新総合事業へ移行し、従来のサービスに加え、町独自の基準による介護予防・生活支援サービス事業を展開しております。

質問 町内の福祉施設における介護職員の人賃金、離職の実態を当局ではどのように把握しているか。

町長 現時点では把握できていない状況であります。

質問 給付額縮小などの改善に反対し、介護報酬を直ちに元に戻すよう国に求めるべきと考えるが。

町長 今般の改定により拡充された処遇改善などについても影響が及ぶ懸念や、一方では介護報酬の増加により負担する介護保険料が引き上げられる懸念も想定されることから、介護報酬のあり方については、さまざまな視点から総合的に慎重な議論を要するものと認識しております。

質問 徹底除染の立場から山木屋地区はもとより町内全てにおいて、ホットスポット対策、フオロアアップ除染、山林除染も里山などに取り組むべきと考えるが。

町長 町では詳細事後モニタリングの結果を踏まえて、毎時0・23マイクログシーベルトを超える箇所は全てフオロアアップ除染の対象とするよう、環境省及び県に求めてまいる考えであります。山林除染の手法の一つとなります里山再生モデル事業につきましては、関係する市町村などが国に対し強く要望してきた結果、今年度から事業の取り組みが始まったものであります。引き続き国に対し、決してモデル事業で終えることなく、事業の水平展開につなげていくよう強く求めてまいります。

原発事故からの復興に向けて

フオロアアップ除染を行います

質問 ため池除染の実施時期は。何箇所を実施するのか。

町長 ため池は、対策済み箇所を含めて66カ所が確認されており、交付金による事業期間である今年度から平成32年度までの5年間に、これらのため池の除染を進めていくこととなります。



ため池除染（松沢上池）



県立川俣高等学校

県立川俣高等学校について

調査研究を進めます



たか はし きよ み

高橋清美 議員

質問

県立高等学校全日
制1期選抜枠が発
表となりました。川俣高
校は普通科40名、機械科
40名の定員となっており
ます。年々生徒が減って
定員割れが起きておりま
すが、町としてこの状況
をどう考え、どう対応し
ていくのか。

教長

県教育委員会に対
し、他の県立高等
学校にはない特色ある教
育の推進と魅力ある学校
づくりに努めるよう、継
続して要望いたしている
ところであります。また、
伝統ある川俣高等学校を
今後ますます発展させ
ていくためにも、町独自

の具体的な支援が必要で
あると考え、現在さまざま
な視点から、生徒の志
願者増を図るための調査
研究を進めているところ
であります。

西部工業団地の 土地利用等について

目的以外となる利用はできません

質問

西部工業団地につ
いてはこれまで何
度も質ってきております
が、このたび企業誘致が
国、県、町のご努力によ
り進められ、企業立地協
定書調印式を行うまでに
なつたがその一方で、ス
ポーツ団体の方々には大
変ご不便とご迷惑をかけ
ているが、西部工業団地
の一区画を運動場として
利用できないか伺います。

途に従った土地利用が基
本となります。また、産
業用地の整備を目的とし
て福島再生加速化交付金
を活用し、平成28年3月
に造成工事が完了した工
業団地でもあります。そ
のため町といたしまして
は、運動場など目的以外
となるような利用につ
きましては現時点において
考えておりません。

町長

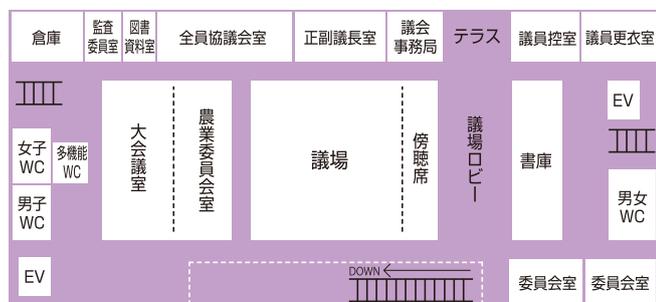
西部工業
団地の土
地利用等につ
いての一区画を、
運動場として利
用できないかにつ
いてのご質問
でございます
が、西部工業団
地につきましては
、工場用地とし
て都市計画法
に基づく開発行
為の許可を受け
ており、この用



西部工業団地

新庁舎議会施設紹介

議場を含め議会関係施設は3階です。新しい議場は、バリアフリー対応です。本会議のインターネット中継もスマートホン対応になりました。また、傍聴席も充実しておりますので、ぜひ一度お越しください。



議場



全員協議会室



議場傍聴席



委員会室



正副議長室



議員控室



議場ロビー

第9回臨時会

12月26日に第9回臨時会が開催され、川俣町山木屋地区帰還再生生活道路整備事業費分担金徴収条例と一般会計補正予算の議案2件が提案され審議し可決しました。

議会の活動状況

議会は本会議以外にも、震災や原発事故に対する復旧復興に関する事項や諸問題について迅速に協議対応しています。



高木原子力災害現地対策本部長との意見交換
(12月11日)



東京電力からの「山木屋地区の復興に向けた要望」に対する回答 (12月13日)



県からの「旧産廃処分場に係る報告と今後の対応」についての協議 (12月15日)

地方自治研究交流セミナー

福島県町村議会議長会、伊達郡町村議会議長会及び福島大学主催のセミナーが、昨年11月から2月まで4回開催され、参加してきました。(2月については参加予定)



第1回セミナー

回数	開催日	テーマ	講師
第1回	平成28年 11月7日	人口減少社会への対応	福島大学人間発達文化学類 教授 初澤 敏生 氏
第2回	平成28年 12月20日	地方創生と地方議会の役割	福島大学行政政策学類 教授 功刀 俊洋 氏
第3回	平成29年 1月18日	農業問題の現状とTPPの対応について	福島大学経済経営学類 特任准教授 林 薫平 氏
第4回 (予定)	平成29年 2月3日	地域経済の活性化の取り組みについて	福島大学人間発達文化学類 教授 初澤 敏生 氏

議会からの提案により平成24年度から実施してきた山木屋地区以外の町税等の減免を含め、平成29年度以降について現在町当局と協議中です。

平成28年度町税減免状況

市町村民税		固定資産税	
個人	法人	土地・家屋	償却資産
<ul style="list-style-type: none"> ●山木屋地区 全額減免 ●山木屋地区以外 1割減免(議会提案) 	<ul style="list-style-type: none"> ●山木屋地区に事業所を有する法人は、全額減免 	<ul style="list-style-type: none"> ●山木屋地区全域 課税免除 ●山木屋地区に住所を有する者が所有する山木屋以外の土地・家屋 全額減免 	<ul style="list-style-type: none"> ●山木屋地区に住所を有する者 全額減免 ●山木屋地区外の者で、山木屋地区内に償却資産を有する場合は、申請により全額減免
軽自動車税		国保・介護・後期高齢	
<ul style="list-style-type: none"> ●山木屋地区に住所を有する者が所有する車両は全額減免 ●山木屋地区外の者が所有する車両で、定置場所が山木屋地区内にある場合は、申請により減免 	<ul style="list-style-type: none"> ●山木屋地区の国保、介護、後期保険料は全額減免 ●山木屋地区以外の介護保険料 1割減免 (議会提案) 		

古川町長が辞表を提出

町長に対し、十分に職責を果たしておらず、職務に支障があるとの町民からの多くの不満と不安の声が議会に寄せられておりました。議会は12月27日に町長に議会の意見を文書で申し入れしました。その結果、1月17日に町長から議長に退職届が提出され、受理しました。同日公職選挙法の規定により町選挙管理委員長にその旨を通知しました。



議会から意見の申し入れ (12月27日)



町長から退職に関する報告 (1月17日)



退職届を選挙管理委員会へ通知 (1月17日)

齋藤議長が辞表を提出

1月16日、議長から一身上の都合により
辞職願が副議長に提出されました。

